
監 査 委 員 公 表

那監公表 第 6 号
平成 27 年 10 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	高 良 正 幸

平成 27 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 27 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 27 年度定期監査（前期）の結果に伴う措置状況について

環境部

○環境政策課

屋上・壁面緑化推進事業の事業効果について（注意事項）

屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

平成 25 年度の助成件数 3 件、助成額 1,095,800 円に対し、平成 26 年度は、助成件数 8 件、助成額 2,143,802 円と助成の対象者は増えているが、事業の効果という面では、目標値 10,570 m²に対し達成値 3,051 m²で目標達成率 28.9%と低い状況である。

今後もさらに市民等からアンケートを実施するなど、ニーズの把握及び分析を行い、効果があげられる事業に転換する等工夫を図り、事業効果の向上に取り組まれない。

□ 注意事項に関する措置

これまで「広報なは市民の友」や住宅新聞等への掲載や、ポスターやチラシによる本市公共施設、各自治会などでの周知協力に加え、平成 26 年度には建築物緑化関連団体の協力を得て、那覇市緑化センターと相談会を開催し、約 30 名の参加者があり、市民ニーズは継続してあるものと考えております。

さらに、市民がより手軽に実施できる屋上・壁面緑化として、パーゴラやプランターを使ったモデルを作り、各種イベントや那覇市緑化センターに展示するなどの周知活動を実施してきました。

平成 23 年度に実施した建築物緑化促進事業の実態及び推計調査では、市内全体（約 53,100 軒）で約 6,600 軒（約 12.4%）となっており、屋上・壁面緑化はある一定程度の広がりを得られていると考えています。

また、屋上・壁面緑化助成金交付者へ実施している設置後 3 年目のアンケートにおいては、台風対策、草木の剪定や除草など、維持管理等で負担に感じている状況がある一方で、緑化効果として「涼しく感じた」、「建物への蓄熱が軽減された」、「家庭菜園で地産地消が実行できた」などのメリットの意見が多数あり、一定程度の事業効果が得られているものと考えております。

今後は、これらのことも踏まえながら、建築物緑化の実施者やこれから行う方に対して、専門家等による相談会の実施や情報提供などの支援を行いながら、地球温暖化対策の一環として、ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間の創出のため、予算の範囲内で助成していきたいと考えております。

生涯学習部

○市民スポーツ課

那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託契約について（注意事項）

那覇市健康ウォーキング推進事業は、ウォーキングを通して、市民の健康への意識を高めることを目的とした新規事業である。同事業実行委員会との業務委託契約は、平成 26 年 7 月 1 日に締結しており、契約書に特別条項を設け、契約の始期を実行委員会設立の日である平成 26 年 5 月 9 日にさかのぼっている。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定しており、特別条項を定めた場合でも遡及期間は相手方に履行の請求ができない。

また、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものとされているが、当該契約にはその条件が付されていない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約の契約日については、地方自治法第 234 条第 5 項の規定に留意し、適切に契約締結を行なうよう努めてまいります。

また、平成 26 年 7 月 1 日付け契約書には、遵守義務事項として、「第 11 条乙は、この契約書、仕様書及び那覇市契約規則その他の関係法令を遵守しなければならない。乙は、業務において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。」と条件を付しているところであるが、今後は、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付して適切に契約締結を行ってまいります。

○施設課

個人事業者の委託に係る源泉徴収漏れについて（注意事項）

源泉徴収に係る所得税相当額返還金については、平成 25 年度学校施設耐震診断業務を個人事業者へ委託したことに伴う委託料の支払いに際し、4,113,415 円の源泉徴収が行われておらず、後日、個人事業者に所得税相当額の返還請求を行ったものである。

所得税法第 204 条に基づく源泉徴収の対象となる報酬、料金等については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する義務がある。

委託料等の支払いに当たっては、同法の規定による審査を行い、適切に事務処理を行うよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

源泉徴収漏れに関しては、平成 26 年 10 月 8 日付けで出納室より、個人事業主（個人を含む）への支払いの際に、源泉徴収が必要か否かを確認し、必要な場合には、源泉徴収の入力を行い、必要がない場合には、支出命令書の摘要欄にその旨を入力することなどを、周知徹底するよう通知されています。

さらに、支出命令書の改訂（平成 27 年 1 月から施行）により、源泉徴収処理が生じる可能性のある費目の支出命令書に、「源泉徴収」の要・不要の選択や、該当理由等を記入する項目が追加されるようになったため、支払いの事務処理時にも確認できるようになっています。

上記のことも踏まえて、源泉徴収漏れについては、課の職員全体に源泉徴収事務における注意・周知を図り、今後このような事態が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

学校教育部

○学務課

平成 26 年度小中学校印刷機賃貸借等の契約について（注意事項）

平成 26 年度小中学校（城東小他 8 校）印刷機賃貸借契約他 3 件の契約は、いずれも追認条項を定め、契約期間の始期を契約日から 1 ヶ月以上さかのぼって契約を締結している。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定している。追認条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は、相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理を行なわれない。

□ 注意事項に関する措置

契約締結に当たっては、始期、履行期間等を踏まえて速やかに締結できるよう適切な事務処理に努めます。